

老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四十四号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十七条第二項の規定に基づき、老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成六年厚生省告示第二百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第十四号の次に次の一号を加える。

十五 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるもの